

第 3 8 3 回  
天草不知火海区漁業調整委員会  
議事録

令和 4 年（2022年）3月8日開催

### 第383回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)3月8日(火)午後2時から
- 2 開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 出席者  
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 廣田幸英 田代龍也  
深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮陸雄 藤木美才  
田中愛美 藤田香織  
(欠席委員) 友村喜一  
(漁業取締事務所) 機関長 木村康隆  
(天草広域本部水産課) 技師 若田隆太  
(熊本県漁業協同組合連合会) 指導部次長 河寄皇一郎  
(水産振興課) 主幹 鮫島守  
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 郡司掛博昭  
技師 東海林明

#### 4 内 容

- (1) 開 会
- (2) 議 事  
議 題

##### 第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

##### 第2号議案

宝石さんごの採捕制限について(指示)

##### 第3号議案

くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更(県留保枠の配分)について(諮問)

##### 第4号議案

くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について(諮問)

##### 第5号議案

するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について(諮問)

##### 第6号議案

令和3年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について(協議)

#### 議事の経過

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | 定刻になりましたので、ただいまから第383回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。<br>委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。<br>本日の委員出席者数は、15名中14名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立 |
|-----|--|

議長

していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第383回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

皆さんこんにちは。

コロナのまん延防止が収まらない中で漁業調整委員会を開催するというので、事務局の方も心配されているようです。

皆さんも御承知のとおり、今、アサリの偽装問題で熊本県自体、水産業のブランドの問題があります。10年程前ですが、2回ほど私もこの調整委員会で中国アサリをどうにかしてほしいと強い要望をしましたが、どうしても行政の方が動かなかったということです。

その間、県庁の水産課にも振興局にも出向いて行ったけれども、取り扱ってもらえなかったでの、行政の在り方というのを考えていかなければならないと考えております。

アサリの場合は、輸入ができないように規制すればいいんですが、天草の方で問題となっている鉄鋼スラグ、これを天草の海に投入するというので問題になりました。これも県庁に何回も言ったが取り扱ってくれませんでした。しかし、地域住民が立ち上がって鉄鋼スラグは天草の海には入れてはならないと運動しようやく収まったんです。それを考えれば、あの鉄鋼スラグを天草の海に入れていたら灰の島になっていたと怖い思いがします。ですからもう少し行政の方も慎重に取り扱ってもらわないと、アサリも早い段階で県の方が動いていれば何も問題なかったというふうに考えております。アサリについては見直しがききますが、鉄鋼スラグを海に捨ててしまえば、二度と復活はしませんので、県の方も真摯に受け止めてもらわないと後手後手の対応ばかりでは、県の今の姿は納得いかないのが心情でございます。マスコミの方からも取材の申し込みもあったおりましたが、取材も受けず回答もしていませんでしたが、委員会の皆様には知っていただければと思い話をしました。県の方もしっかり対応してもらうように、よろしくお願いします。

それでは、ただ今から第383回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は桑原委員と田中委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願いたします。

それでは議事に入ります。

第1議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

本日は、知事許可漁業の手繰第2種漁業自家用餌料びき網漁業、手繰第3種漁業なまこけた網漁業、吾智網漁業、大目流し網漁業、中目流し網漁業、小目流し網漁業、かに網漁業、いか柴漬け漁業、たこつぼ漁業、その他のかご漁業、もじゃこ漁業、きびなご刺し網漁業、かにかご漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則、以下規則といいますが、規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業時期や操業区域などの内容、用語としては制限措置と呼びますが、この制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。そこで、地元漁業者及び関係漁協から新たに漁業を営みたいと要望のあった10の漁業、許可の有効期間満了に伴い、引き続き漁業を営みたいとの要望のあった3つの漁業について諮問させていただきます。

今回諮問させていただく制限措置の内容について、個別にかつ具体的に説明いたします。まず、手繰第2種漁業自家用餌料びき網漁業についてです。法令集の上から1枚目をご覧ください。自家用餌料餌料びき網漁業は、法令集の上から1枚目の裏面の図1の23に記載されているように、ビームと呼ばれる棒状の構造物のついた網漁具を船舶の動力を利用して曳き回し、エビやイカを漁獲する漁業です。資料3ページをご覧ください。今回、2種類の制限措置の公示を予定しております。操業区域は、資料4ページの別記1のとおり葦北郡芦北町田浦の地先となる火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先、資料5ページの上天草市龍ヶ岳町大道の地先となる天共第12号共同漁業権漁場内大道地先となっています。共同漁業権漁場の位置につきましては、法令集の上から11枚目に共同漁業権連絡図を添付しておりますので、ご参照ください。漁業時期は、1月1日から12月31日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が10トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は2隻と1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和4年（2022年）3月25日から令和4年（2022年）4月4日までを予定しています。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年（2024年）3月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。制限措置によってそれぞれ条件が異なりますが、同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっ

ております。手繰第2種漁業自家用餌料びき網漁業については以上です。

次に手繰第3種漁業なまこけた網漁業についてです。法令集の上から2枚目がなまこけた網漁業の資料になります。図のようななまこけた網を海底に沈め、漁船で曳いてなまこを漁獲します。資料6ページをご覧ください。操業区域は、資料7ページの別記1のとおり葦北郡芦北町の田浦地先である火共第3号漁業権漁場内田浦地先となっており、漁業時期は、10月1日から翌年3月31日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は先程の自家用餌料びき網漁業と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）3月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。なまこけた網漁業については以上です。

次に吾智網漁業についてです。法令集の上から3枚目が吾智網漁業の資料になります。裏面の図4の1のように網漁具を海底に沈め、図では手で網を手繰り寄せていますが、吾智網漁業ではローラーで漁具を巻き上げます。主に、マダイ等を漁獲し、不知火海で行われている漁法です。資料8ページをご覧ください。操業区域は、資料9ページの別記1のとおり葦北郡津奈木町と上天草市龍ヶ岳町を結んだ線以南の共同漁業権漁場を除いた不知火海と天草市御所浦町の北東部に位置する天共第13号共同漁業権漁場内の嵐口地先となっており、漁業時期は、1月1日から12月31日までとなっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として天草市御所浦町御所浦に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は先ほどの自家用餌料びき網漁業と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）7月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。吾智網漁業については以上です。

次に、大目流し網漁業についてです。法令集の上から4枚目をご覧ください。大目流し網漁業の資料として、すずき流し網漁業の資料を添付しております。図のような漁具を潮流を横切るように設置して、マダイやスズキ等を漁獲する漁業です。資料10ページをご覧ください。

い。操業区域及び漁業時期は、資料 1 1 ページに記載しておりますとおり、不知火海の中部から南部の海域が漁場となっています。周年操業は可能となっておりますが、時期によって操業区域の北限線が異なります。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が 5 トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は 1 隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。大目流し網漁業については以上です。

次に、中目流し網漁業についてです。法令集の上から 5 枚目をご覧ください。前回までと同じ資料になりますが、このしろ流し網漁業の資料を添付しております。図のような漁具を潮流を横切るように設置して、あじ、このしろ等を漁獲する漁業です。資料 1 2 ページをご覧ください。今回 2 種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、資料 1 3 ページ及び 1 4 ページに記載していますが、1 つ目は、不知火海の公海と葦北郡芦北町田浦の地先である火共第 3 号共同漁業権漁場内の田浦地先、2 つ目が不知火海の公海と上天草市龍ヶ岳町樋島の地先となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が 5 トン未満、推進機関の馬力数は定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は 3 隻と 1 隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町に住所を有する者、上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和 5 年（2023 年）1 1 月 30 日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当たって付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。中目流し網漁業については以上です。

次に、小目流し網漁業についてです。法令集の上から 5 枚目の裏面に小目流し網漁業の資料としてしいば流し網漁業の資料を添付しています。小目流し網漁業は、基本的には中目流し網漁業と同様の形態で操業しますが、漁具の目合いが中目流し網漁業の 5 センチメートル以上 9 センチメートル未満に対し、小目流し網漁業は、5 センチメートル未満となっています。主にさより、きす、しいば等を漁獲します。操業区域は、資料 1 6 ページに記載していますが、葦北郡芦北町田浦の火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、船舶の総トン数が 5 トン未満、推進機関の馬力数は定

めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として葦北郡芦北町大字田浦に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年（2022年）10月31日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当って付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。小目流し網漁業については以上です。

次に、かに網漁業についてです。法令集の上から6枚目に固定式刺し網漁業の資料としてくちぞこ刺し網漁業の資料を添付しています。かに網漁業は、資料に記載してあるような固定式の漁具を設置して、かにを漁獲します。操業区域は、資料18ページに記載していますが、共同漁業権漁場を除いた不知火海と上天草市龍ヶ岳町樋島の地先です。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、漁業を営む者の資格として上天草市龍ヶ岳町樋島に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和5年（2023年）4月30日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当って付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。かに網漁業については以上です。

次に、いか柴漬け漁業の制限措置になります。法令集の上から7枚目をご覧ください。柴漬け漁業の柴とは、枝葉の多い木の枝を束ねたものをいいます。この柴を海底に設置し、これを船上に引き上げ柴に潜り込んだ魚類を振り落とすなどして漁獲する漁法になります。今回の場合は、いかを採捕することを目的とする柴漬け漁業ですので、いか柴漬け漁業となります。本県には、いか柴漬け漁業の他に、うなぎ柴漬け漁業がございます。資料19ページをご覧ください。操業区域は葦北郡芦北町の地先である火共第3号共同漁業権漁場内芦北地先と水俣市の地先の火共第4号及び同第7号共同漁業権漁場内、漁業時期は4月1日から9月30日まで、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなしとなっております。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は5隻と1隻、漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっております。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。許可の有効期間は許可日から令和5年（2023年）9月30日までとしています。また、許可をするに当って付す条件は、「ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。」としております。いか柴漬け漁業については、以上です。

次に、たこつぼ漁業についてです。法令集の上から8枚目にたこつぼ漁業の資料を添付しています。たこつぼ漁業は、素焼きのツボを海底に設置し、狭いところを好むたこの習性を利用して漁獲する漁業で、県内各地で行われています。今回、2種類の制限措置の公示を予

定しています。操業区域は、資料 2 2 ページに記載していますが、不知火海の公海部分、すなわち、共同漁業権漁場を除いた不知火海と葦北郡芦北町田浦の地先である火共第 3 号共同漁業権漁場内田浦地先又は天草市御所浦町の北東部に位置する嵐口地先となっています。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は各 1 隻、漁業を営む者の資格のうち、住所としてそれぞれ葦北郡芦北町に住所を有する者、天草市御所浦町に住所を有する者、そして熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和 6 年（2024 年）2 月 29 日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当って付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっておりますたこつぼ漁業については以上です。

新規の許可の要望の最後となりますが、その他のかご漁業についてです。その他のかご漁業では、かごを使用して、主にちぬやめばる等を漁獲します。今回、2 種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、資料 2 4 ページ及び 2 5 ページに記載していますが、旧本渡市の地先と上天草市龍ヶ岳町大道の地先となっています。

すみません。資料が間違っておりました。今回公示とは別の資料が添付されておりました。すみませんでした。口頭のみで説明させていただきます。

船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、旧本渡市の地先が 1 隻、上天草市龍ヶ岳町大道の地先が 2 隻、漁業を営む者の資格のうち、住所としてそれぞれ天草市下浦町に住所を有する者、上天草市龍ヶ岳町大道に住所を有する者、そして熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。許可又は起業の認可を申請すべき期間は他の新規の許可と同様です。この公示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和 4 年（2022 年）1 月 30 日までとしています。また、備考の（2）に許可をするに当って付す条件を記載しています。同じ操業区域の既存の許可と同様の条件となっております。その他のかご漁業については以上です。

次に、許可の有効期間満了に伴い引き続き漁業を営みたいと要望のあった 3 つの漁業についてご説明いたします。まず、もじゃこ漁業についてです。

このもじゃこ漁業ですが、もじゃこすなわち全長 15 センチメートル以下のぶりの稚魚を採捕する漁業になります。もじゃこを採捕して、県内の養殖用種苗として用いられます。資料 2 6 ページをご覧ください。操業区域は、天草海（有明海及び不知火海を除く熊本県の海面。ただし、共同漁業権漁場内を除く。）となっております。漁業時期すなわち操業期間の開始日については、資源の来遊状況により解禁日を決定するため、現段階では空欄となっております。例年、解禁日

は、解禁日のおよそ1週間前の4月上旬頃に関係漁協で決定されておりますので、漁業時期決定後、制限措置の内容に付け加えさせていただきたく存じます。終了日については、7月31日です。

船舶の総トン数及び推進機関の馬力数については、昨年まで10トン未満というトン数制限がありました。令和3年12月にぶり養殖用種苗採捕に係る申し合わせ事項から使用船舶のトン数に関する制限が撤廃されたことにより、今回から定めなしとしております。

漁業を営む者の資格としまして、これまでと同様の内容で規定しております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間につきましては、漁業時期の決定後、付け加えさせていただきたく存じます。

もじゃこ漁業の許可の有効期間は、漁業時期と同一の期間としております。許可をするに当たって付す条件については、申し合わせ事項からトン数制限と同じく使用する漁具の網目の大きさに関する制限がなくなったことに伴い、網目の大きさに関する条件を削除しております。追加された項目としては、ウの実績報告とエのもじゃこの採捕数量に関する制限がございます。ウとエにつきましては、申し合わせ事項から使用する船舶のトン数や漁具の網目の大きさの制限がなくなったことに伴い、採捕尾数の管理を厳格にすることを目的として、申し合わせ事項に追記された内容になります。本県では、通常2日程度で必要な数量の採捕が見込まれ、これまでもその実績を報告いただいていることから、ウの漁獲実績について、関係者の負担が増えることはないと考えております。また、通常の年であれば、採捕尾数は40万尾から50万尾となっておりますので、採捕計画尾数の1,18万6千尾を超えるような状況になる可能性は低いと考えております。もじゃこ漁業については、以上です。

次に、きびなご刺し網漁業についてです。法令集の上から9枚目にきびなご刺し網漁業の資料を添付しています。きびなご刺し網漁業は、図7の24のように固定式漁具を設置し、きびなごを漁獲する漁業で、主に牛深地域で行われています。資料27ページをご覧ください。今回、3種類の制限措置の公示を予定しています。操業区域は、別記1が天草市牛深町の地先である天共第9号共同漁業権漁場内牛深町地先、別記2が天草市久玉町の地先である天共第9号共同漁業権漁場内久玉町地先、別記3が天草市天草町の地先である天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先となっております。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は上から27隻、7隻、1隻、漁業を営む者の資格のうち、住所として天草市牛深町又は久玉町に住所を有する者、天草市久玉町に住所を有する者、天草市天草町に住所を有する者そして熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としております。許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和4年(2022年)4月11日から令和4年(2022年)5月13日まで、この公示に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)6月1日から令和7年(2025年)5月31日

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>までとしています。また、備考の（２）に許可をするに当って付す条件を記載しています。既存の許可と同様の条件となっております。きびなご刺し網漁業については以上です。</p> <p>次に、かにかご漁業についてです。法令集の上から１０枚目にかにかご漁業の資料を添付しています。名称のとおり、かごによりかきを漁獲する漁法です。県内各地で行われており、資料３１ページから３２ページの表の上から４行目までが不知火地区、３２ページの５行目から３３ページまでが天草地区の制限措置の案となっております。</p> <p>操業区域は、別記１から１３まで、又は直接記載している共同漁業権漁場内となっております。①別記１のとおりのように①から④までの数字を記載しています。この①から④までの数字については、各制限措置に付す条件の種類区分となっております。条件については、後ほどご説明いたします。漁業時期については、制限措置によって異なり、表のとおりとなっております。船舶の総トン数及び推進機関の馬力数は、定めなし、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、要望のあった数、漁業を営む者の資格は表に記載しているとおりとなっております</p> <p>許可又は起業の認可を申請すべき期間及びこの公示に係る許可の有効期間は、きびなご刺し網漁業と同様となっております。また、備考の（２）に許可をするに当って付す条件を記載しています。条件は、「ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。」については共通となっておりますが、①と④では使用可能なかごの個数が、②、③は操業区域及び漁業時期も一体となった条件となっております。なお、条件の内容については、既存の許可と同様です。かにかご漁業については以上です。</p> <p>以上で、説明を終わります。御審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長    | <p>ただ今、水産振興課から、第１号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>   |
| 議長    | <p>何かございませんか。</p>   |
| 平岡委員  | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>はいどうぞ。</p>   |
| 平岡委員  | <p>２３ページですが、かご漁業のその他のかご漁業の資料について、間違っているということですか。資料の差し替え等をしますか。</p>  |
| 水産振興課 | <p>はい。正しい資料をお送りいたします。</p>   |
| 議長    | <p>よろしいですか。他にございませんか。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 委員    | ありません。  |
| 議長    | よろしいですか。  |
| 委員    | はい。   |
| 議長    | それでは、他に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。   |
| 委員    | はい。   |
| 議長    | ありがとうございます。<br>それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。<br>次に、第2号議案「宝石さんごの採捕制限について」水産振興課から説明をお願いします。   |
| 水産振興課 | <p>水産振興課です。</p> <p>はじめに、資料44ページをご覧ください。</p> <p>県知事からの委員会指示の発出に係る依頼文です。</p> <p>読み上げさせていただきます。</p> <p>宝石さんごの採捕を禁止する委員会指示について（依頼）</p> <p>このことについては、水産庁からの技術的助言（平成27年10月20日付け27水管第1450号）を受け、貴委員会に宝石さんご採捕禁止の委員会指示の発出を依頼し、天草不知火海区漁業調整委員会指示第173号を発出いただいているところです。</p> <p>この委員会指示の有効期間は、令和4年（2022年）3月31日で終了しますが、今後も本県海域における宝石さんごを保護する必要があり、引き続き採捕を禁じる委員会指示が必要と考えます。</p> <p>つきましては、宝石さんごの採捕禁止に係る漁業法第120条第1項に基づく委員会の指示を発出いただきますようお願いいたします。</p> <p>資料45ページから46ページに現在の委員会指示を載せております。</p> <p>現在の委員会指示が発出されたいきさつを簡単に説明します。</p> <p>資料47ページをご覧ください。</p> <p>平成27年（2015年）10月20日付け27水管第1450号により水産庁長官から、各都道府県に対し、国内の宝石さんご資源を適切に管理する内容の通知が出されました。</p> <p>資料47ページの後半に、この通知が出された背景が記載されており、要約しますと、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宝石サンゴは、近年、中国等での需要の高まりを受けて、価格が高騰している。</li> <li>・ 宝石サンゴを対象とした漁業への漁業者の関心が高まっている。</li> <li>・ 宝石サンゴは、1年で0.2mm程度しか成長せず、一旦資源が</li> </ul> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>減少してしまえば、資源の回復に非常に長い時間がかかる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際的には、宝石サンゴの種の保存のため、いわゆるワシントン条約の附属書に掲載し、国際取引を制限すべきとの議論がある。</li> </ul> <p>ということでした。</p> <p>資料48ページ以降に、現在許可漁業としてサンゴ漁業がある県に対しての助言が書かれています。</p> <p>資料49ページには、「6. 一般採捕の禁止」として、サンゴ漁業の許可を行っていない県の対応について書かれています。</p> <p>その内容は、宝石さんごの採捕について、現在漁業調整規則に基づく規制がない県は、速やかに委員会指示で採捕禁止を指示し、併せて漁業調整規則での規制を検討するように、というものでした。</p> <p>この水産庁通知を受けまして、熊本県では本県海域での規制の必要性について検討を行いました。</p> <p>その結果、本県海域においても宝石さんごの生息の可能性があり、迅速かつ適切な資源の管理が必要であると判断しまして、令和2年（2020年）2月14日に開催された第364回の当委員会に対し、委員会指示の発出を要請いたしました。</p> <p>その結果、当委員会より、令和2年（2020年）2月28日の熊本県公報により、第3回目の委員会指示第182号が発出され、現在に至っております。</p> <p>続いて、県が引き続き採捕禁止の指示が必要と考える理由ですが、まず、水産庁の技術的助言に述べられていた背景は、6年経過後の現在も何ら変わりはないと考えております。</p> <p>次に、本県海域が宝石さんごの生息の可能性があり、適切な資源の管理が必要であるとの判断についても、6年後の現在も同じ判断です。</p> <p>これらのことから、本県は引き続き宝石さんご採捕禁止の委員会指示が必要と判断する次第です。</p> <p>また、地元の天草市五和地区から牛深地区にかけて、聞き取り調査を行いました。委員会指示が発出されても支障がない旨の回答を得ております。</p> <p>参考資料といたしまして、前回の委員会指示要請の際の添付資料と宝石さんご生息域を管轄する都道府県の現在の対応状況を、資料56ページ以下に載せております。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>御審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>議長  ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p> <p>議長  何かございませんか。</p> <p>委員  異議なし。</p> |
|--|--|

|       |  |
|-------|--|
| 議長    | <p>それでは、他に無いようですので、第2号議案については、委員会指示を行うことでよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員    | <p>異議なし。</p>   |
| 議長    | <p>ありがとうございます。<br/>それでは、水産振興課より委員会指示の案を説明してください。</p>   |
| 水産振興課 | <p>それでは、委員会指示案を説明させていただきます。<br/>資料57ページに委員会指示の案を付けております。<br/>天草不知火海区漁業調整委員会指示第 号<br/>宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴをいう。以下「宝石さんご」という。）の資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、国、地方公共団体若しくは試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。<br/>令和 年（ 年） 月 日<br/>天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男<br/>1 指示の内容<br/>熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）の別表の天草海において宝石さんごを採捕してはならない。ただし、同規則第40条第1項第24号に規定する海域を除く。<br/>2 指示の有効期間<br/>令和4年（2022年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで。<br/>事務局からの説明は以上でございます。<br/>御審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長    | <p>ただいま、水産振興課より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>  |
| 議長    | <p>何かございませんか。</p>  |
| 委員    | <p>異議なし。</p>   |
| 議長    | <p>それでは、他に無いようですので、第2号議案については、水産振興課の案のとおり委員会指示を発出してよろしいでしょうか。</p>  |
| 委員    | <p>はい。</p>   |
| 議長    | <p>ありがとうございます。<br/>それでは、第2号議案については、案のとおり委員会指示を発出し</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 水産振興課 | <p>ます。</p> <p>次に、第3議案「くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更（県留保枠の配分）について」水産振興課より説明をお願いします。</p> <p>水産振興課です。</p> <p>第3号議案「くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更（県留保枠の配分）について」諮問させていただきます。</p> <p>資料は61ページをご覧ください。まず、漁業法に基づく新たな資源管理の流れをご説明します。「新たな」と言われていますが、基本的な考え方は従来TAC管理と呼ばれてきた漁獲量の管理手法と同様です。</p> <p>漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査に基づき、資源量や漁業の影響の評価及び将来予測を行います。その後、漁業者や各都道府県等の意見を確認した上で、管理の目標や具体的な方針が定められます。これに基づき、国全体の年間の漁獲量の上限、総漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの総漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、TAC管理と呼ばれるものです。</p> <p>また、資源管理の対象となる水産資源には、今回お諮りする「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」や、この後お諮りする「するめいか」が含まれ、現在1年ごとに漁獲可能量を設定し、管理が行われているため、ここでの総漁獲可能量は年間総漁獲可能量と同義です。総漁獲可能量は、沖合で行われる大中型まき網等の大臣許可漁業、沿岸漁業を管理する各都道府県に過去の漁獲実績に基づき配分されます。また総漁獲可能量の一部は、想定外の漁獲量の増加に備えた県留保枠へ配分されます。</p> <p>各都道府県に配分された漁獲可能量を「都道府県別漁獲可能量」と呼び、ここからさらに各都道府県における資源管理を行う単位である「知事管理区分」及び想定外の漁獲量の増加に備えた県留保枠に配分されます。知事管理区分に配分された漁獲可能量を「知事管理漁獲可能量」と呼び、これが、漁業者が実際に漁獲することができる量の上限となります。</p> <p>続いて、資料62ページをご覧ください。「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」は以下、単に「小型魚」及び「大型魚」といいます。令和4年3月4日時点で本県へ配分されている都道府県別漁獲可能量は、小型魚12.7トン、大型魚3.8トンであり、知事管理漁獲可能量は小型魚11.4トン、大型魚3.4トン、県留保枠は小型魚1.3トン、大型魚0.4トンとなっています。</p> <p>小型魚及び大型魚の管理年度は4月1日から翌年3月31日までであり、令和3管理年度末日である令和4年3月31日が近いため、想定外の漁獲量の増加に対応するために確保していた県留保枠を保持しておく必要性が低いことから、県留保枠の全量を知事管理区分へ再配分し</p> |
|-------|--|

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>たいと考えています。</p> <p>なお、知事管理区分への漁獲量の配分量の決定及び変更については関係海区漁業調整委員会へ意見を聴くことが漁業法で定められていることから、本日、諮問させていただいています。</p> <p>さらに、既に主漁期が終了し、今後漁獲量の増加が見込まれない東北の県から、本県を含む複数の県へ都道府県別漁獲可能量が譲渡されることが、令和4年3月7日に決まりました。この結果、本県の都道府県別漁獲可能量が、小型魚は0.7トン増の13.4トン、大型魚は0.3トン増の4.1トンに変更になります。この変更に関する県留保枠の扱いについても、今回お諮りするとおり県留保枠を全て知事管理区分へ配分するという対応を取らせていただきたく思います。</p> <p>以上、令和3管理年度における小型魚並びに大型魚の留保枠の配分について、御審議の程よろしく申し上げます。</p> |
| 議長    | <p>ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>   |
| 議長    | <p>佐々木委員、何かございませんか。</p>  |
| 佐々木委員 | <p>今回、枠が増加されて大変ありがたく思っております。今年については、昨年12月から今年の2月頃にかけて、熊本県の枠を使ってしまって、今年天草灘でクロマグロの集団ができたということで、クロマグロの資源が回復していると認識していますので、枠を持ってきていただきたいと思っております。私も30年ほど関わってきましたが、天草の海でこれほどクロマグロが漁獲されるのは初めてではないかと思っております。以前は、長崎の方で集団が形成され、長崎県から枠を融通してもらえないかとの話があったが、今年熊本県で集団が形成され30トンほどの漁獲があった。海の中のことは分からない。国の方は科学的根拠を出すように言っているが、海の中のことは分からないことが多すぎますので、熊本県の枠を少しでも増やせるように、よろしく申し上げます。</p>                                 |
| 議長    | <p>実は、天草においては、大型定置にも今年12月に多く漁獲され、熊本県枠を使い切った状況です。珍しく、クロマグロが天草灘に入ったということです。佐々木委員からもありましたが、全国でクロマグロの資源が増加しているということです。少しでも枠を確保できるようにお願いしたいと思います。</p>   |
| 議長    | <p>他にございませんか。よろしいですか。</p>  |
| 委員    | <p>はい。</p>   |
| 議長    | <p>それでは、他に無いようですので、第3号議案については、「特に</p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 委員    | 意見なし。」と答申してよろしいですか。  |
| 議長    | はい。  |
| 水産振興課 | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。</p> <p>次に、第4議案「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」水産振興課より説明をお願いします。</p> <p>水産振興課です。</p> <p>第4号議案「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理区分に配分する数量について」諮問させていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>資料は66ページをご覧ください。資源管理の流れについては、第3号議案において既にご説明しましたので、省略します。また、ここでも特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」、「くろまぐろ（大型魚）」は、単に「小型魚」及び「大型魚」と呼びます。令和4年4月1日から始まる令和4管理年度の小型魚及び大型魚の本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決める必要があることから、漁業法に基づき諮問させていただきます。</p> <p>資料67ページをご覧ください。配分量の説明に入る前に、都道府県別漁獲可能量の管理年度当初の配分量が従来の値から変更になりましたので、そのことについてご説明します。</p> <p>従来、本県の小型魚及び大型魚の管理年度当初の都道府県別漁獲可能量はそれぞれ、3.5トン、6.0トンでした。これが、令和4管理年度は小型魚が6.7トン、大型魚が6.2トンに増えます。それぞれの変更理由について、順に説明します。</p> <p>小型魚については、管理年度の開始後すぐに前管理年度未利用分の繰り越しの一部を各都道府県へ一律で3.0トン追加配布することが慣例となっていたため、予め当初配分に含めることになりました。また、資源管理の取り組みが浸透し、精度の高い管理が可能になったことから、国の留保枠を減らし、都道府県への配分を増やした結果、本県では従来から3.2トン増の6.7トンが配分されることになりました。</p> <p>ただし、本県では平成28管理年度に漁獲量が漁獲可能量を3.4トン超過してしまい、超過分を分割で以降の管理年度の配分量から差し引かれるペナルティを受けており、令和4管理年度の配分量も0.3トン差し引かれた数量となっています。なお、このペナルティは令和7管理年度まで続く予定です。</p> <p>さらに、今回管理年度当初の配分の仕組みを変更した際、水産庁が計算を誤り、本県の都道府県別漁獲可能量が0.2トン少なく配分されていたことが水産振興課の調べで判明しました。このことについて、水産庁へ補填するよう要求しており、今後追加で配分されるとの回答を得て</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>います。</p> <p>大型魚については、資源管理の取り組みにより、くろまぐろの資源量が回復傾向にあることから、日本全体の漁獲可能量が従来比15%増の732トン追加されたことを受け、配分量の見直しが行われたものです。</p> <p>続いて資料68ページをご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、令和4管理年度当初の本県の小型魚と大型魚の都道府県別漁獲可能量の配分量はそれぞれ6.7トン、6.2トンであり、これを知事管理区分及び県留保枠に配分する必要があります。この際の配分割合については、熊本県資源管理方針において定められており、関係箇所を資料に抜き出して掲載しております。配分割合は小型魚及び大型魚で違いがなく、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを県留保枠とすることとされています。</p> <p>この配分割合に従い、小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量をそれぞれ6.0トン、5.6トンとし、県留保枠をそれぞれ0.7トン、0.6トンとしたいと考えています。</p> <p>また、都道府県別漁獲可能量は国からの追加配分や他県との融通により、管理年度途中で複数回変更になることが見込まれます。それに伴い、知事管理漁獲可能量を迅速に変更する必要があるため、熊本県資源管理方針に定める配分の割合に従って機械的に配分量を変更することとして、併せて諮りします。</p> <p>以上の、令和4管理年度における小型魚及び大型魚の知事管理区分に配分する数量について、御審議の程よろしくお願いします。</p> |
| 議長    | <p>ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>  |
| 佐々木委員 | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>はいどうぞ。</p>   |
| 佐々木委員 | <p>先程言い忘れましたが、クロマグロについては、誰でも釣って良い状況が見受けられます。遊漁者は禁止になっていますし、許可がない人は釣ってはいけないこととなっておりますので、その周知をよろしくお願いします。水揚げについても、許可とか出していますが、その中で受け入れ態勢も、そういう事情を知らない方がおられますので、そういった方々への周知もよろしくお願いします。牛深の方は話ができますが、予期せぬ水揚げがある状況となっておりますので、4月からは連絡を取り合って、超過しないようにしてほしいと思います。</p>   |
| 議長    | <p>佐々木委員が言われるのは、漁協はきちんとやっているが、遊漁船が全然把握できない。先程のアサリと同じく、きちんと遊漁者の方も強く指導するようお願いしたいと思います。</p>  |

|             |  |
|-------------|--|
| 議長          | 他にございませんか。   |
| 議長<br>水産振興課 | <p>はいどうぞ。</p> <p>水産振興課です。補足説明をさせていただきます。会長からありました遊漁者についてのクロマグロの漁獲の制限というものが昨年6月から広域漁業調整委員会の委員会指示で規制が始まっています。昨年は当初想定した以上に遊漁者が漁獲しているということが分かりまして、今現在は、小型魚、大型魚どちらについても遊漁者は採捕禁止になっています。ただ、始まって間もない制度ですので、浸透しきっていない部分があるかと思えます。そこについては引き続き、周知を徹底していく必要があると思っています。広域漁業調整委員会の委員会指示につきましては次年度もほぼ同様の内容で発出される見込みですので、それについては改めて委員会で報告させていただきます。佐々木委員からありました、クロマグロの釣りにつきましては、広域漁業調整委員会の中で沿岸クロマグロ漁業と定義されており、委員会指示で禁止とされています。これは委員会の承認を得る必要があります。天草漁協牛深総合支所、久玉支所、水俣市漁協に承認を受けた漁業者がおり、その他は承認を受けていないのでクロマグロを釣ることはできないが、近年にないほどの群れが本県沿岸に寄ってきたため、普段釣っていなかった方が釣っていることが判明しています。今後周知と指導を徹底したいと考えていますので、引き続きご協力の方をお願いします。</p> |
| 議長          | <p>はい。どうもありがとうございます。</p> <p>漁業者は、行政の指導を守ってやっているが、遊漁者については、行政の方も把握できない状況ですので、漁業者もそちらの方に目を向けていかなければならないと思っております。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p>   |
| 委員          | はい。  |
| 議長          | それでは、他に無いようですので、第4号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。  |
| 委員          | はい。  |
| 議長          | <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第4号議案については、特に意見なしと答申します。</p> <p>次に、第5号議案「するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」水産振興課より説明をお願いします。</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 水産振興課 | <p>第5号議案「するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分へ配分する数量について」諮問させていただきます。</p> <p>資料は72ページをご覧ください。資源管理の流れについては、第3号議案において既にご説明しましたので、省略します。令和4年4月1日から始まる令和4管理年度のするめいかの本県の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分及び県留保枠への配分量を決める必要があることから、漁業法に基づき諮問させていただきます。</p> <p>資料73ページをご覧ください。「するめいか」の都道府県別漁獲可能量は、過去3年の漁獲実績に基づき配分され、平均シェア率が大臣許可漁業も含めて全体の80%を構成する都道府県には数量による割り当てがあります。農林水産統計に基づく熊本県の過去3年の漁獲実績は1から4トン、シェア率は0.04%であり、全体の80%には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という割り当てがされました。現行水準の県では、資源への影響が比較的小さい、わずかな漁獲しかないものの、むやみに漁獲量を増やすことがないような管理が求められます。また、資源評価等の根拠となる漁獲量の報告義務については、現行水準の場合にも適用されます。</p> <p>「するめいか」の知事管理区分への配分方法は、熊本県資源管理方針において定められており、都道府県別漁獲可能量の全量を配分することとされています。これに従い、令和4管理年度における「するめいか」の知事管理区分への配分量を「現行水準」としたいと考えています。</p> <p>以上の、するめいかに関する令和4管理年度における知事管理区分配分する数量について、御審議の程よろしく願います。</p> |
| 議長    | <p>ただ今、水産振興課から、第5号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>  |
| 議長    | <p>何かございませんか。</p>   |
| 議長    | <p>よろしいですか。</p>   |
| 委員    | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>ありがとうございます。それでは、他に無いようですので、第5号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。</p>   |
| 委員    | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>ありがとうございます。それでは、第5号議案については、特に意見なしと答申します。続きまして、議題の第6号議案「令和3年度長崎県南部海区漁業調整</p>  |

事務局

委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会について」、事務局から説明をお願いします。

委員会事務局のです。

はじめに、資料75ページをご覧ください。

長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会との間で締結された協定書を付けております。

協定の目的は、天草市五和町地先と天草郡苓北町地先の対象海域におけるまき網漁業と釣漁業の操業秩序の確保となっております。

協定の区域は、資料77ページに区域図をお示ししております。

苓北地先のA区域におきましては、長崎県のまき網漁業は、3月1日から9月30日まで操業禁止となります。

五和地先のB区域におきましては、長崎県のまき網漁業は周年操業禁止となります。

この協定の第4に、「本協定の履行状況等を協議するため、両海区漁業調整委員会は、定期的に、また必要に応じ協議を行う。」とあります。

これを根拠に、資料79、80ページの合意書と資料81ページの協議会運営要領が作られておまして、これらに基づき年に1回、当委員会と長崎県南部海区漁業調整委員会との間で協議を行っております。

また、協議会の開催につきましては、協議会運営要領の第4の2により、開催地は原則として両県交互とすると定められております。

昨年度は、長崎県において協議会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面決議により行われませんでした。

今年度の開催につきましては、長崎県南部海区漁業調整委員会と協議した結果、新型コロナウイルス感染症による「まん延防止等重点措置」が出されている中での開催は困難との判断に至り、昨年同様、書面決議による開催することとなりました。

本県としましては、本協議会の重要性は十分理解しており、関係者による意見交換が重要との認識ではありますが、現状を考慮し、書面決議による開催は致し方ないと判断したところです。

そこで、「令和3年度長崎県南部海区漁業調整委員会と天草不知火海区漁業調整委員会との間の協定第4に関する合意書に基づく協議会」、以下、「協議会」と表現させていただきますが、協議会の2つの議題について御審議いただきたいと思っております。

資料83ページをご覧ください。

協議会の書面決議の資料を添付しております。

資料85ページをご覧ください。

協議会の書面決議のために審議する議案は2つです。

第1号議案は、令和2年度の書面表決からの経過報告についてです。

令和2年度の書面表決の結果は、長崎県南部海区から令和3年（2021年）3月31日付けで通知されました。

長崎県南部海区に今年度の協議会の書面決議の通知をしたのが、令和4年（2022年）1月21日ですので、その間の協定書及び合意書の遵守状況についての議案です。

両県から、昨年（令和3年）の書面表決以降、本協定に違反するような事例はなかったと報告されています。

資料87ページをご覧ください。

熊本県漁業取締事務所が実施した、協定書の対象海域周辺での取り締まり状況の結果の一覧表です。本県漁業取締船「あそ」により、合計6回、対象海域周辺において、取締が行われましたが、長崎県籍のまき網漁船が、当該協定書に違反するような操業を行った事実は確認されていないとの報告を受けています。

資料88ページから93ページは、漁業取締船「あそ」の取締時のプロッター図を示していますが、違反操業を行う漁船の船影は確認されていません。

資料94ページをご覧ください。

今年1月17日に、天草漁協苓北支所及び同漁協五和支所に所属する一本釣り漁業者及びえびこぎ網漁業者の方々からも、長崎県のまき網漁船による操業状況の聞き取りを実施しましたが、当該協定書に違反するような操業、又はトラブルや事故も無かったとの報告を受けています。

また、本県漁業者から、長崎県側に対して、「今後も引き続き、この協定の内容を遵守してほしい。」という要望がございましたので、第1号議案に関する意見として、長崎県南部海区漁業調整委員会に伝えたいと思います。

次に、第2号議案の「次回開催地について」御説明します。

資料81ページをご覧ください。

協議会の運営要領の第4の2に、開催地は原則として両県交互とするとあります。

今年度につきましては、熊本県が、本協議会を書面決議で行いましたので、来年度の協議会の開催につきましては、長崎県が開催することとし、開催時期は、令和5年1月から2月の月夜間に開催予定となります。

なお、令和4年（2022年）2月17日付け3県南海第19号により、長崎県南部海区漁業調整委員会吉谷均会長より、書面表決書が送付されており、第1号議案及び第2号議案については、承認されており、議案に関する意見もありませんでした。

事務局からの説明は、以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ただいま、事務局から、令和3年度長崎県南部海区漁業調整委員会と当委員会の協議会を書面表決について、議案の内容も含めて説明が

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>ありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。</p>   |
| 議長    | <p>他にございませんか。</p>   |
| 議長    | <p>よろしいですか。</p>   |
| 委員    | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>それでは特に無いようですので、審議を終了し、お諮りします。<br/>書面表決の第1号議案と第2号議案については、御承認いただけますでしょうか。</p>                  |
| 委員    | <p>異議なし。</p>  |
| 議長    | <p>それでは、書面表決の第1号議案と第2号議案について、当委員会は承認するとさせていただきます。<br/>本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。</p> |
| 委員    | <p>はい。</p>  |
| 議長    | <p>事務局から、何かありませんか。</p>  |
| 水産振興課 | <p>先程、第1号議案で誤りのありましたその他のかご漁業に関する資料について、差し替えていただく資料を後ほど配布させていただきます。よろしく申し上げます。</p>               |
| 議長    | <p>本日は長時間にわたり、本当にお疲れ様でした。<br/>それでは、これで第383回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。</p>                |